

県知事選各候補宛「新潟水俣病問題に関する公開質問状」回答一覧

【質問1】

今年は、政府が新潟水俣病を公害病と認めてから50年の節目の年です。しかし、前述のとおり、新潟水俣病は終わっていません。しかも被害者の多くは高齢化し、亡くなるものも後を絶たない状況にあります。

新潟水俣病の解決は、県政において重大かつ喫緊の課題だと思われませんか。

思う（3候補とも ○ ）                      思わない（              ）

また、水俣病の解決には、どのような対策が必要だとお考えですか。お書きください。

○池田候補

これまで行政から水俣病でないと棄却された被害者を、司法の場で水俣病だと認める判断が繰り返し示されてきました。これは、環境省の現行の認定基準が実情に合っていないことを客観的に示しており、国が司法判断に真摯に向き合い、基準を見直すことが必要不可欠であり、立法機関である国会でも解決に向けて取り組む必要があると考えます。法定受託事務を受けている県としても、国と国会に向けて働きかける必要があると考えます。

また、潜在的な被害者が名乗り出ることができるよう環境整備、差別や偏見の解消に向けて、県としても国や市・町とともに努力していく必要があります。

○安中候補

何故水俣病が起きたのか、何故国等に責任があるのかを、広く県民に知ってもらうことが重要と考える。

○花角候補

新潟県において、水俣病のような深刻な公害が発生してしまったことは、あまりにも大きな悲劇と言わざるを得ません。被害者の方々に対し、心からのお見舞いを申し上げます。被害者の方々の救済が速やかに進むとともに、このような辛い経験を二度と起こさないよう次世代へ伝えていくことが必要です。また、被害地域の心の傷を地域の絆を深めることなどにより、癒していくことが重要と考えます。

【質問2】

最高裁は2004年10月と2013年4月の2回にわたって、熊本県が水

俣病と認めなかった被害者を水俣病と認め、また昨年11月の新潟水俣病認定棄却の取消訴訟の東京高裁判決も、新潟市が申請を棄却した9人全員を水俣病と認めました。しかし、国は現行の認定基準（昭和52年判断条件）は「否定されていない」との立場を変えていません。

こうした動きに関連して、新潟県・市認定審査会の西澤正豊会長は、「52年判断条件は最高裁判決が指摘する通り、『重傷な人を迅速に救済する』という趣旨では機能してきたと言えるが、中等度・軽症への対応に問題がある」と指摘しています。泉田知事（当時）も「すべての患者の方々が水俣病と認定され、救済を受けられる恒久的な救済制度の確立を」求め、米山前知事も昨年6月に「抜本的に救済制度の見直しを行うべき」とする要望を国に提出しています。

水俣病の解決に、現行の認定制度の見直し又は新たな補償救済制度が必要と  
思いますか。

思う（3候補とも ○ ）                      思わない（              ）

上記の西澤会長の指摘について、お考えをお聞かせください。

### ○池田候補

西澤認定審査会長の指摘はその通りで、現行の52年判断条件は厳格過ぎ、多くの被害者が認定から外されました。2度の政治解決によって一定の救済が図られましたが、いずれも期限を限定しています。未救済のいわゆる中等症・軽症の被害者が相当数いることも想定され、その人たちを審査の救済対象にすることは解決の前進につながると思います。

現行の認定制度とは別に、あらたに「中等症・軽症」の補償救済制度をつくることは問題解決の現実的な解決手段の一つとして検討の価値があると思います。

### ○安中候補

その通りだと考える。

### ○花角候補

患者救済は、公健法に加え、特措法や政治的決着なども含め様々な形で行われてきたことで、患者の方々の症状に応じた公平な形での救済となっているかは疑問と言わざるを得ません。水俣病の被害を受けた方々が等しく患者として認められ、救済される抜本的な制度の見直しが必要と考えています。

### 【質問3】

平成21年7月に成立した「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（水俣病特措法）」の第37条は、阿賀野川流域住民の健康被害の実態調査を行うことを定めています。しかし、法施行から9年を迎える今も、

国は調査を行っていません。

水俣病の最終解決に、被害地域住民の健康調査は避けて通れません。西澤新潟県・市認定審査会会長は、被害の状況把握に流域住民の被害調査を行うことが必要だと訴えています。

住民健康調査の実施について、国に強く働き掛けるべきだと思いますか。

働きかけるべきだ（3候補とも ○ ）      必要はない（      ）

#### 【質問4】

県は、福島原発事故に係る三つの検証に取り組んでいます。

新潟水俣病は、熊本水俣病公式発見から9年後に起きた第二の水俣病です。なぜ水俣病が繰り返されたのか。このことを検証し、その成果を県民として共有することは、これ以上悲惨な公害や大規模な環境汚染等を繰り返さないためにも極めて重要だと考えます。

新潟水俣病を風化させず、水俣病の教訓を明らかにして国の内外に発信できるように検証すべきだと思いますが、どうお考えでしょうか。お書きください。

#### ○池田候補

第二の水俣病が繰り返された直接的な理由は、熊本で起きた水俣病の原因究明が曖昧にされたまま防止対策を講じなかったことによると考えます。また、その背景には、人の生命・健康よりも経済を優先させた当時の国策や社会のあり方の問題もあると考えます。また、公害の発生、被害拡大、被害者の放置というパターンは、福島原発事故でも構造的に繰り返されているとの指摘もあります。

とりわけ水俣条約が発効され、具体的な対策が講じられようとする中、水俣病を検証することは時代的・国際的にも意義があり、水俣病を負の遺産でなく財産になるよう、検証について県の役割を含め、検討したいと思います。

#### ○安中候補

日本で起きたことは、他の国でも起こりうる可能性がある。しっかりとした対策を行えば未然に防げるものであれば、検証は重要な意味を持つと考える。

#### ○花角候補

新潟水俣病のような悲劇が二度と繰り返されないよう、教訓を明らかにし、国内外に伝え続けていくことは、我々新潟県民の使命であると考えます。そのための検証は行っていくべきであり、昨年発効された「水俣条約」の関係国際会議などにおける情報発信・交流などの取り組みにも積極的に参画していくべきと考えます。さらに、地域再生に取り組む新潟県の姿も内外にアピールしていくことも重要と考えます。